

令和6年度青森市総合体育館の使用許可申請について

1 使用許可申請書等の提出

貸切使用に当たっては、「公園施設（青森市総合体育館）使用許可申請書」の提出が必要になりますので、受付期間内に申請書に必要事項を記入し、提出をお願いします。

【申請受付時間】

令和6年4月～6月：午前9時～午後6時 令和6年7月～：午前9時～午後10時（開館時間）
休館日：毎月第3月曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

【受付期間】

使用の6か月前から10日前まで **※令和6年4月1日（月）から受付開始**

【申請書配布場所】

青森市総合体育館（令和6年4月1日以降）、カクヒログループスタジアム（令和6年6月30日まで）で配布又は青森市総合体育館ホームページ（下記URL）からダウンロードできます。

URL：https://aomori-arena.jp/

【申請書提出方法】

青森市総合体育館に持参、郵送、メールのいずれかにより提出してください。

※開業準備期間（令和6年4月～6月）に持参する場合は、別紙案内図をご確認ください。

2 減免申請書の提出

利用料金の減免を受けたい場合は「青森市総合体育館利用料金減免申請書」の提出が必要になりますので、申請書に必要事項を記入し、使用許可申請書と併せて提出をお願いします。減免基準は以下の通りですので、該当になるか確認したい場合は問合せ先までご連絡ください。

■全額免除

- ①幼稚園、保育所（園）、小学校又は中学校が、公の施設の設立目的又は設立趣旨に沿った使用をする場合
- ②特別支援学校が、公の施設の設立目的又は設立趣旨に沿った使用をする場合
- ③公共的団体が、遺児又は母子家庭若しくは父子家庭の児童若しくは生徒を励ますために使用する場合
- ④障害者（介護人を含む。以下同じ。）が構成する団体が使用する場合

■5割減額

- ①市又は社会教育関係団体若しくはこども会等少年団体が義務教育終了前の者に対して、基礎的教養を高めるために使用する場合
- ②市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事のために使用する場合
- ③公の施設を、老人クラブ又は社会福祉協議会が高齢者の福祉を目的とする活動のため使用する場合

3 利用料金の納付

使用許可申請書の提出後、15日以内に許可書を発行しますので、発行後15日以内に利用料金を納付してください。

【青森市総合体育館に来館する場合】

現金払いのほか、下記決済方法がご利用いただけます。 **※令和6年7月頃導入予定**

クレジットカード決済	VISA、Master、JCB、American Express、ダイナースクラブ
電子マネー決済	Kitaca、Suica（AOPASSも利用可）、PASMO、ICOCA、monaca、toica、sugoca、nimoca、はやかけん、WAON、nanaco、iD、楽天Edy、QUICPay
コード決済	d払い、auPAY、PayPay、楽天Pay、Alipay

【青森市総合体育館に来館しない場合】

銀行振込により納付してください。振込手数料は利用者の負担になりますのでご了承ください。

振込先金融機関	みちのく銀行 青森中央営業部 普通 2739279 青森ひと創りサポート株式会社
---------	---

4 使用許可内容の変更

使用許可後に内容が変更となる場合は、速やかに問合せ先に連絡の上、「青森市総合体育館使用許可変更申請書」を提出してください。既に利用料金を納付している場合で追加の利用料金が発生する場合は、追加分の利用料金を納付してください。

5 使用の取りやめ

使用許可後に使用の取りやめをする場合は、速やかに問合せ先に連絡の上、「青森市総合体育館使用取りやめ届」を提出してください。また、納付された利用料金は下記還付基準に従い還付しますので「青森市総合体育館還付申請書」を併せて提出してください。

※還付は銀行振込となるため、振込先の情報を提出いただきますのでご了承ください。

【還付基準】

利用料金を還付する理由	還付する金額
① 使用者の責めに帰すことが出来ない理由がある場合	使用料の全額 100%
② 使用日の90日前までに「取りやめ届」を出した場合	使用料の全額 100%
③ 使用日の60日前までに「取りやめ届」を出した場合	還付基準額の70%+(使用料-還付基準額)
④ 使用日の30日前までに「取りやめ届」を出した場合	還付基準額の50%+(使用料-還付基準額)
⑤ 使用日の7日前までに「取りやめ届」を出した場合	使用料-還付基準額

【還付基準額】

諸室名	還付基準額
メインアリーナ	2,000円
サブアリーナ	1,250円
多目的室A	400円
多目的室B・C	200円
会議室1・3	150円
会議室2・7	100円
会議室4・5・6・8	200円
マルチスペース	1,000円
キッズルーム	1,000円
ヨリドマ	250円

メインアリーナ又はサブアリーナを2分の1使用する場合は、それぞれ2分の1の額

営利を目的とする場合は10割増しの額

6 その他

- ・使用の権利は第三者に譲渡することや申請内容と別の目的で使用することはできません。
- ・使用に当たっては、別紙「青森市総合体育館使用上の注意事項」をご確認のうえ、記載事項を順守していただくようお願いいたします。

【お問合せ】

青森市総合体育館 総合案内

【所在地】 〒030-0842 青森市大字浦町字橋本335-17

【TEL】 017-762-7105 【FAX】 017-762-7106

【E-mail】 info@aomori-arena.jp

休館日：第3月曜日（祝祭日の場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3）

開館時間：午前9時から午後10時まで（キッズルームのみ午前9時から午後7時まで）

※開業準備期間（令和6年4月～6月）のみ午前9時から午後6時まで